

津市田舎暮らしアドバイザー設置要綱

平成22年7月9日訓第50号

改正 平成23年6月30日訓第37号

(設置)

第1条 美杉地域への移住・居住の推進及び空き家情報バンクの活用促進を図るため、田舎暮らしアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 美杉地域へ移住・居住を希望している者に対する相談に関すること。
- (2) 空き家見学会での案内に関すること。
- (3) 美杉地域への移住・居住のPR活動への参加に関すること。
- (4) 美杉地域へ移住し、生計を立てるために必要な職業に係る研修の実施に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務に関すること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、美杉地域に居住している者で、地域の自治会や地縁による団体に加入し、地域の活動に積極的に参加しているものから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。

2 アドバイザーは、再任することができる。

(庶務)

第5条 アドバイザーの庶務は、美杉総合支所地域振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成22年7月12日から施行する。

附 則（平成23年6月30日訓第37号）

この訓は、平成23年7月1日から施行する。